

実施要綱説明会資料

令和 7 年度全国安全週間説明会

令和 7 年 6 月



松山労働基準監督署 安全衛生課

目 次

1. 全国安全週間について
2. 労働災害発生状況
3. 事業者の実施事項

1. 全国安全週間について



安全週間とは

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。



令和7年度 全国安全生週間

準備期間：

6月1日～6月30日



本週間：

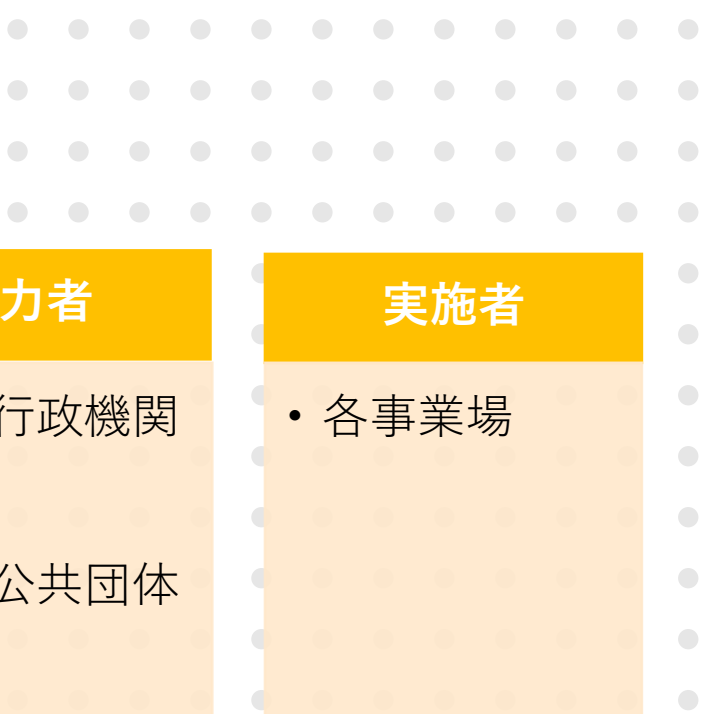
7月1日～7月7日

本年度スローガン



多様な仲間と 築く安全 未来の職場

主催者・協賛者・協力者・実施者

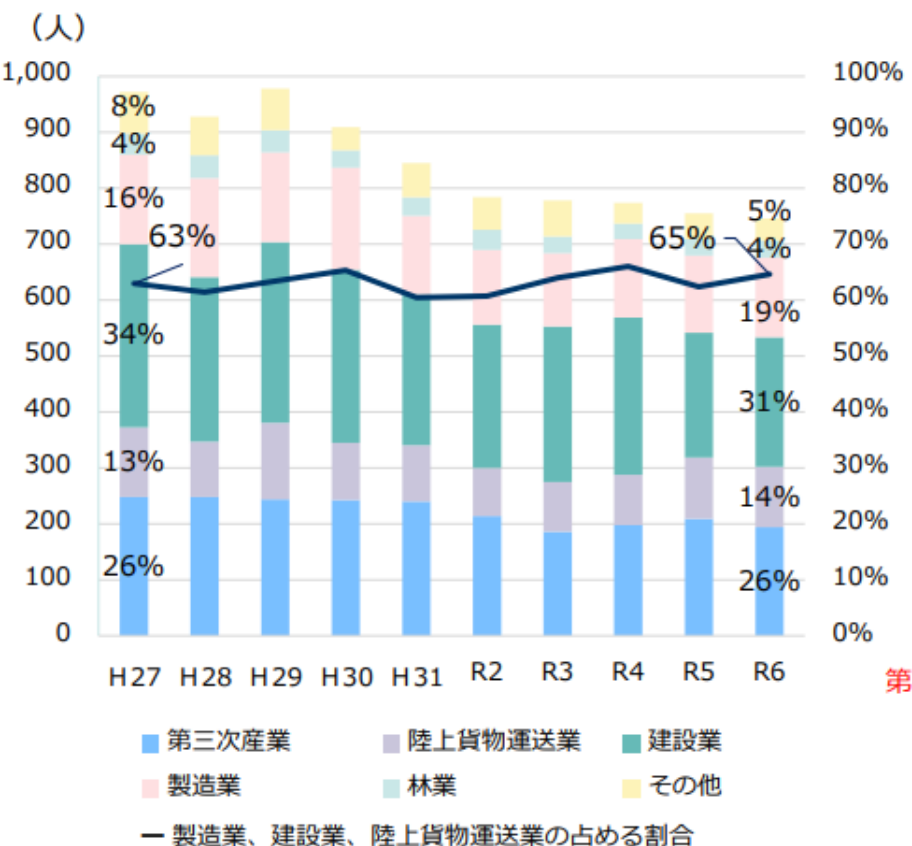


主催者	協賛者	協力者	実施者
- 厚生労働省 - 中央労働災害防止協会	- 建設業労働災害防止協会 - 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 - 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 - 林業・木材製造業労働災害防止協会	- 関係行政機関 - 地方公共団体 - 安全関係団体 - 労働組合 - 経営者団体	各事業場

2. 労働災害発生状況

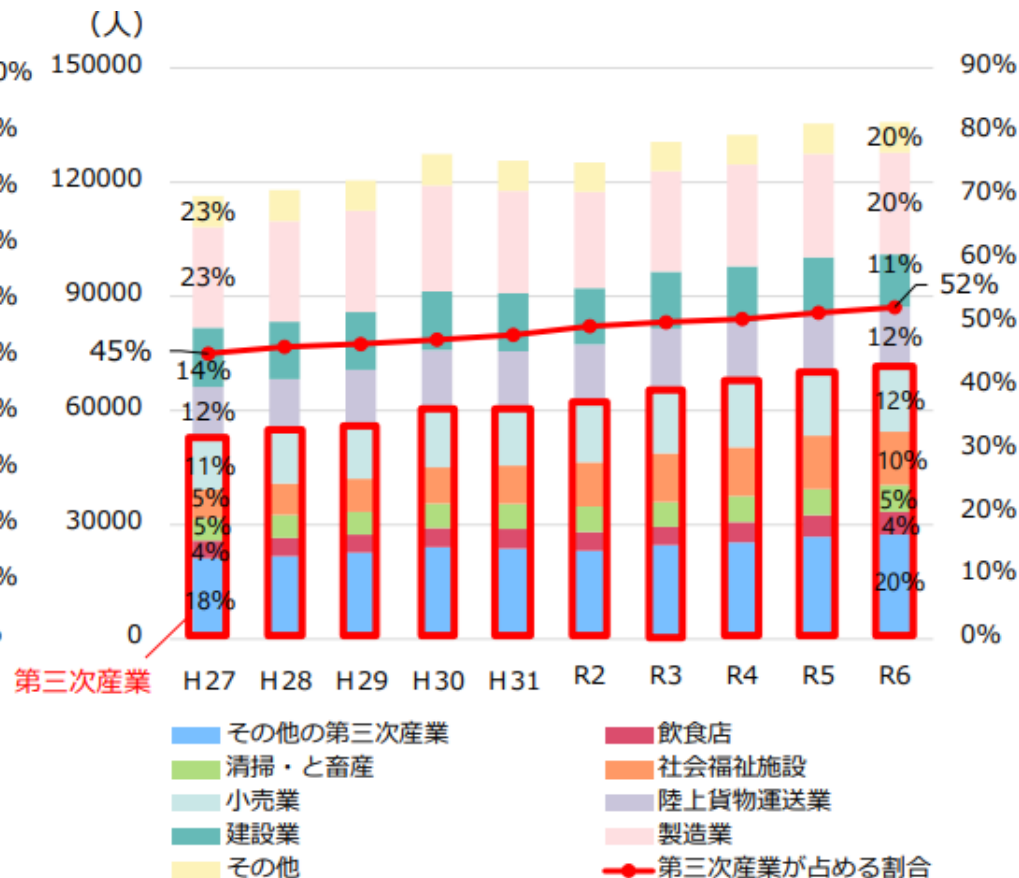
業種別労働災害発生状況の推移（全国版）

死亡災害



出典：死亡災害報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

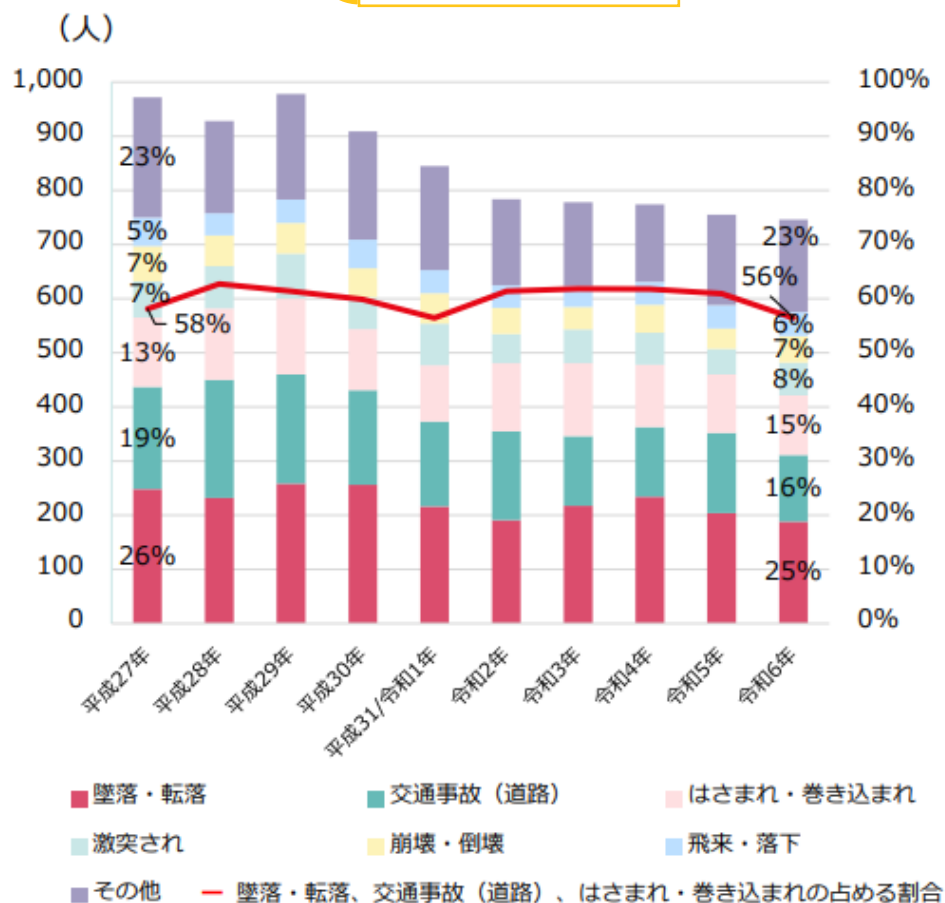
休業4日以上の死傷災害



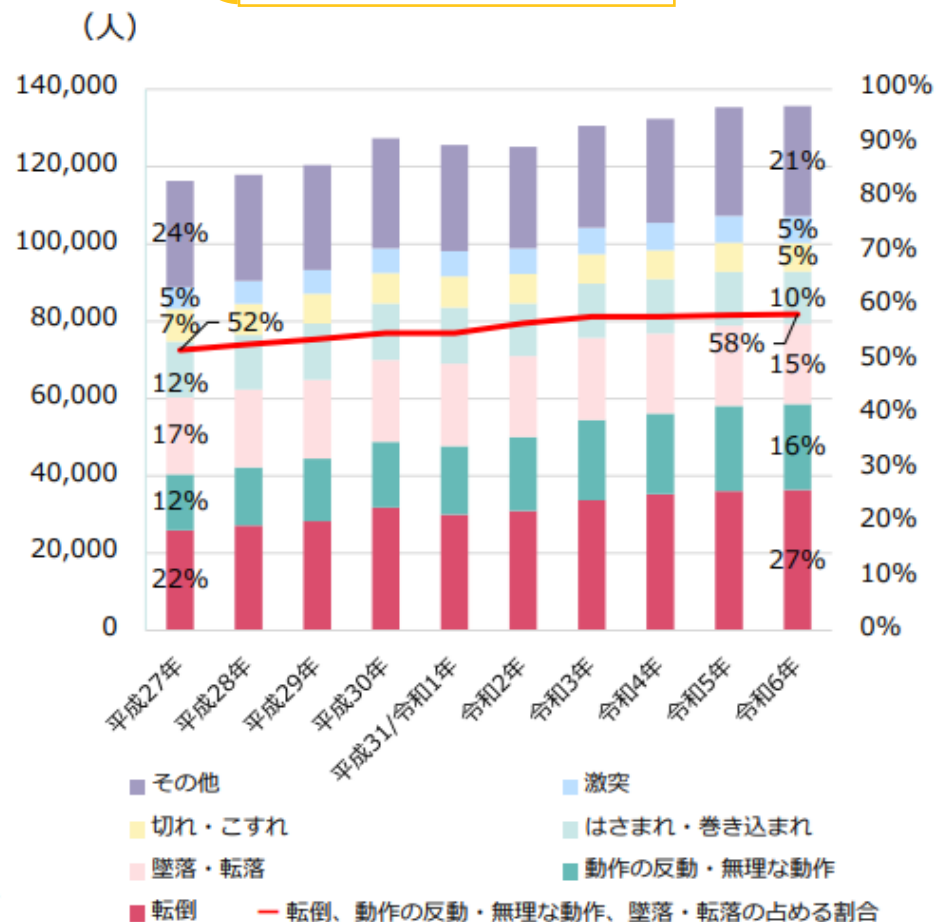
出典：労働者死傷病報告
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

事故の型別労働災害発生状況の推移（全国版）

死亡災害



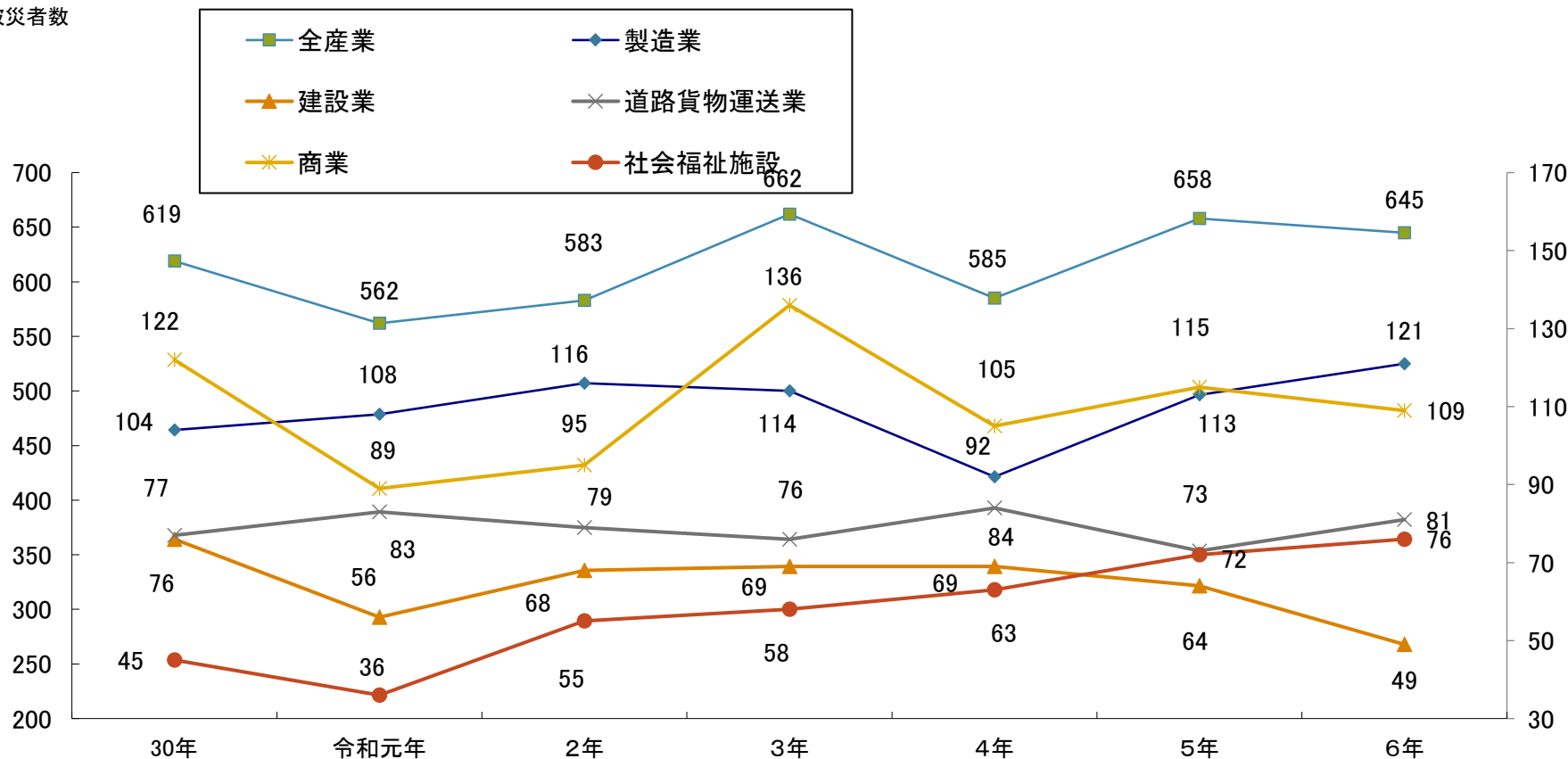
休業4日以上の死傷災害



令和6年 労働災害発生状況の推移 (松山署管内)

【確定値】

被災者数



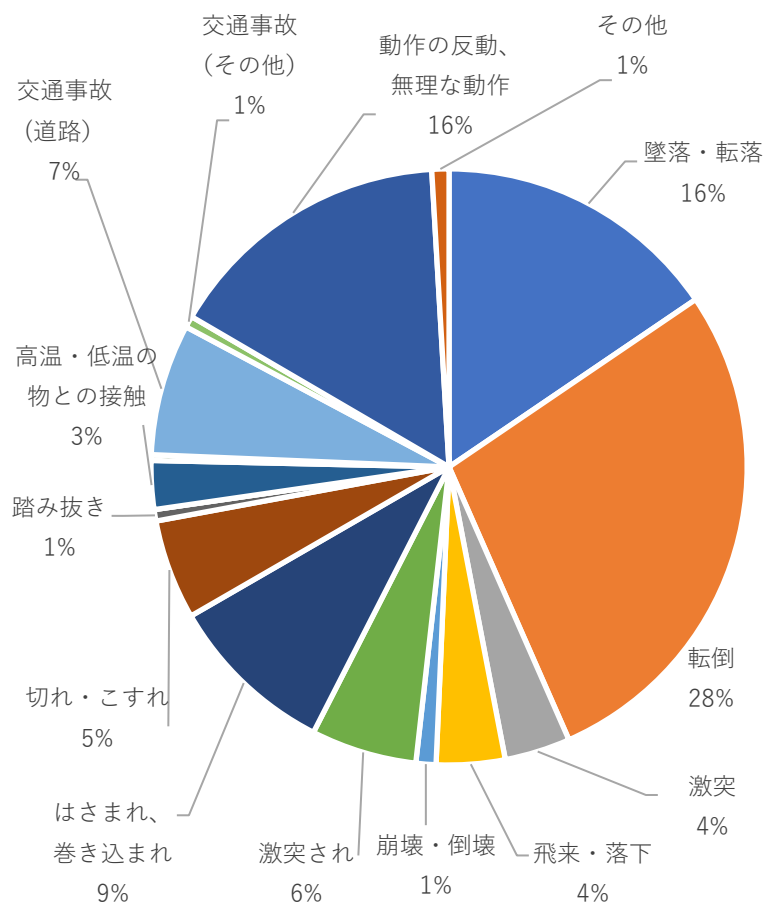
全産業で対前年比 約2%減少



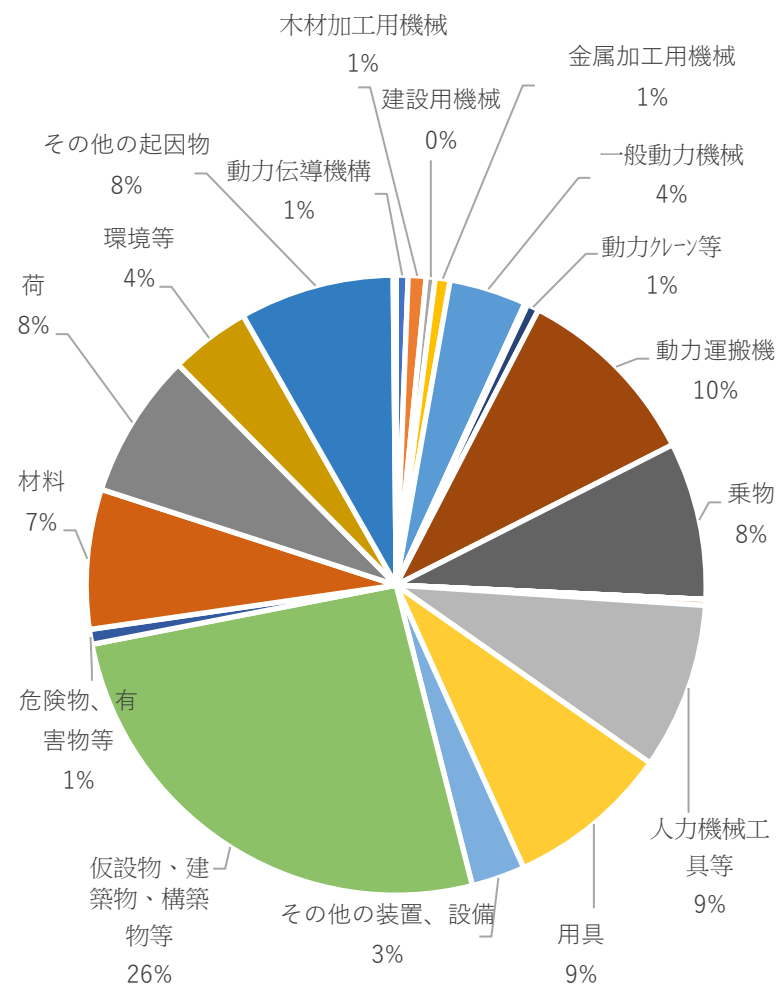
令和6年 労働災害発生状況 (松山署管内)

【確定値】

事故の型別



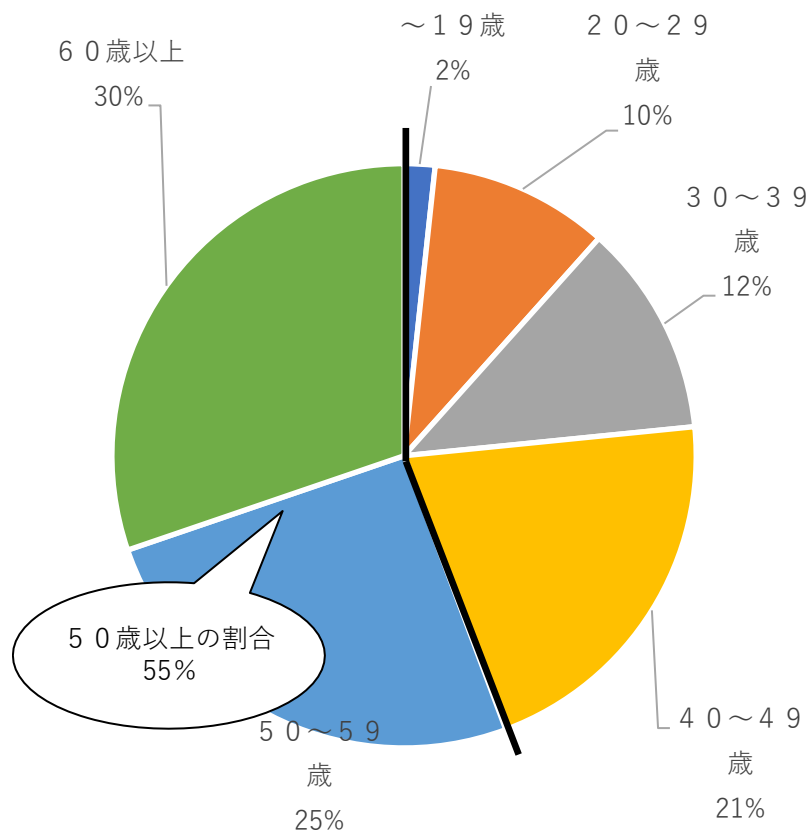
起因物別



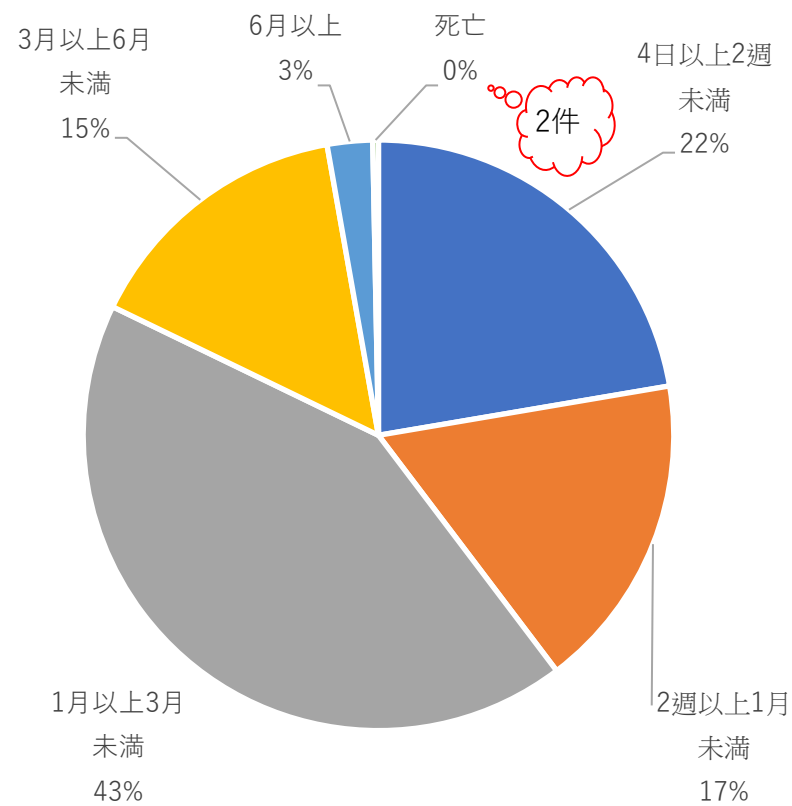
令和6年 労働災害発生状況 (松山署管内)

【確定値】

年齢別



休業程度別





3. 事業者の実施事項

全国安全週間および準備期間中に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会へ発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施



継続的に実施する事項

1

安全衛生活動の推進

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

3

業種横断的な労働災害防止対策



1

安全衛生活動の推進



体制の確立



教育の実施



活動の促進



体制の確立

- ★ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ★ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ★ **安全衛生委員会の設置**及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ★ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による **P D C A サイクルの確立**



体制の確立

★ 安全衛生委員会について

(調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、事業者に対して必要な意見を提出するものとする。

- ① 従業員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
 - ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - ③ 従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
 - ④ 衛生に関する規程の作成に関すること。
 - ⑤ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で衛生に係るものに関すること。
 - ⑥ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
 - ⑦ 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - ⑧ 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - ⑨ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
 - ⑩ 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
 - ⑪ 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
 - ⑫ 従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
 - ⑬ 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。
- (令和5年4月1日施行)
- ⑭ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、従業員の健康障害の防止に関すること。
 - ⑮ その他衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

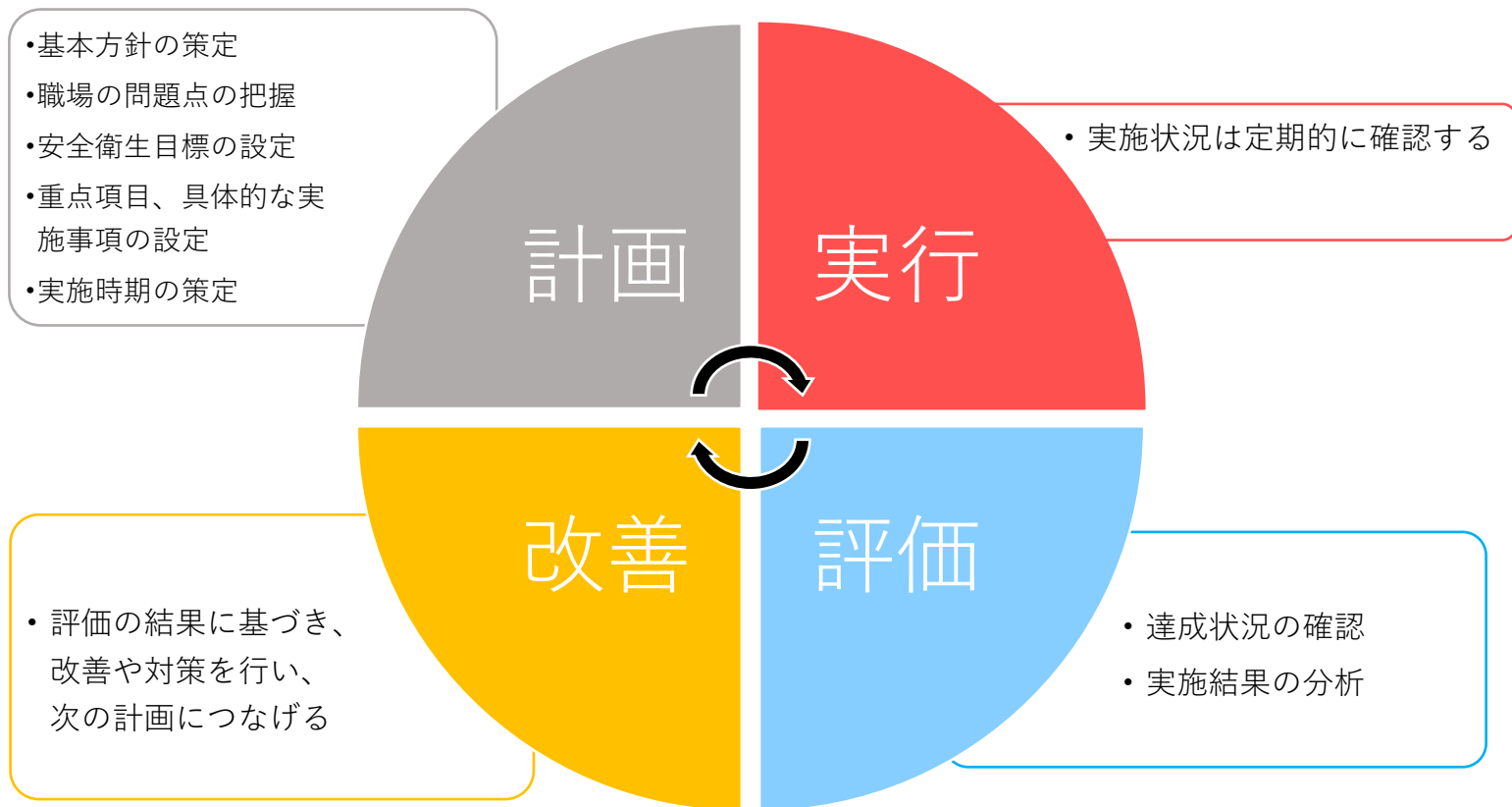
(平成18年4月～
追加)

(令和5年4月～
追加)



体制の確立

★ PDCAサイクルの確立について





教育の実施

教育計画の樹立



効果的な教育の実施

- ★ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ★ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ★ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ★ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認



活動の促進

★自主的な活動の促進

発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

★リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

S D S（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づ

く化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

★その他の取組

安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施



リスクアセスメントとは

事業場にある危険性や有害性を特定し、そのリスクを見積もり、優先度の高いものからリスク低減措置を決定すること

継続したリスクアセスメントの実施をお願いします！

1

社内体制の構築

- ・リスクアセスメントにかかわる各部門の役割の明確化
- ・担当者の選任

2

リスクアセスメントの実施タイミングの明確化

- ・マニュアルや手順書、チェックリストの作成及び運用

3

従業員への教育

- ・教育資料の作成
- ・教育の実施

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

●昨年度の実施要綱より追加、変更された主要事項①

赤字：変更箇所

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

力 機械等製造業者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

リスクアセスメントの際は

機械災害の防止のため、「残留リスク情報」の活用を！

機械災害の防止には、機械の使用者によるリスクアセスメントが欠かせませんが、機械の使用者がその機械に関する危険情報（**残留リスク情報**）をあらかじめ入手していないと、適切かつ有効なリスクアセスメントを実施することは困難です。



※**残留リスク情報**とは…

- ・製造等を行う者による保護方で除去・低減ができなかったリスク
- ・機械を労働者に使用させる事業者が実施すべき保護方針（安全防護、労働者 教育、個人用保護具の使用等）の内容など



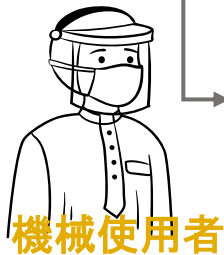
機械製造者



危険情報の提供

安衛則第24条の13

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針



機械使用者



残留リスクを
考慮した上で実施

作業標準の整備、
教育、保護具の使用

など

3

業種横断的な労働災害防止対策

●昨年度の実施要綱より追加、変更された主要事項②

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

④熱中症予防対策

(S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン)

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブル
デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状
がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。



キャンペーン実施要項

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン



キャンペーン期間にすること



1

暑さ指数の把握と評価

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ・暑さ指数の低減
- ・服装
- ・プレクーリング
- ・暑熱順化への対応
- ・日常の健康管理
- ・異常時の対応
- ・休憩場所の整備
- ・作業時間の短縮
- ・水分、塩分の摂取
- ・健康診断結果に基づく対応
- ・作業中の労働者の健康状態の確認

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



目次	
01 熱中症から命を守る	P4
02 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
03 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
04 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
05 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
06 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
07 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
08 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
09 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56
10 熱中症の予防と発生しやすい職場の条件	P56

CLICK

環境省 熱中症予防情報サイト

検索



省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置を実施することが事業者に義務付けられます。

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

電子申請に当たっては
**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス**
をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます (令和7年(2025年)1月1日施行)

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻
- ④災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

これらも電子申請義務化の対象です

夜間・休日も申請できて便利！！



終わりに…

全国安全週間を機に職場の
実態を確認し、
事業所が一体となって、より
良い職場環境を！